

編入学に関する規程

昭和63年12月19日

制定

改正 平成20年4月1日 平成22年4月1日

(総則)

第1条 花園大学学則(以下「学則」という。)第40条に定める編入学に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(編入学資格)

第2条 本学に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) その他前3号と同等以上の学力があると認められる者

(編入学の時期)

第3条 編入学の時期は学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 編入学志望者は、入学検定料及び次に掲げる書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の用紙)
- (2) 卒業証明書(卒業見込証明書)又は在学証明書
- (3) 単位修得証明書

(編入学試験)

第5条 編入学志望者に対しては、書類審査及び筆記試験、面接を行い合否を決定する。

(編入学手続)

第6条 編入学を許可された者は、指定の期日までに所定の学生納付金を納入し、かつ所定の書類を提出しなければならない。

(編入学生の単位認定)

第7条 編入学を許可された者の出身校における既修得単位については、別に定めるところにより、単位の認定を行う。

(編入回生)

第8条 編入回生は、3回生とする。なお、前条による単位認定の結果、2年間で卒業できないこともある。

(在学年限)

第9条 編入学生は6年を超えて在学することはできない。

(履修科目)

第10条 編入学を許可された者の卒業に必要な履修科目は、学則第20条及び花園大学履修規程第3条に定めるところによるものとする。

附 則

第11条 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

(本規程の施行に伴い、昭和51年5月10日制定の「転入学・編入学に関する規程」は廃止する。)

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 記

修学規程第17条（編入学生の履修すべき科目・単位）は、本規程第10条に移行する。